

労働安全衛生法に基づく定期健康診断について

職場で働く労働者の安全と健康の確保と共に、快適な職場環境の形成を目的として、事業主は、労働安全衛生法の定めに基づき、下記による労働者の定期健康診断を行わなくてはなりません。
(安衛法第66条)

1.健康診断の種類

健康診断には、労働者の雇入れ時に行う健康診断、1年以内ごとに行う定期健康診断(A定期健診又はB定期健診)、その他、健康上有害な特定業務に従事する者及び深夜業に従事する者等に対する特定業務従事者の健康診断があります。

2.健康診断の対象者

労働者は、常時使用される者、パート労働者(1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上勤務する者)期間の定めのない者、(契約更新等により1年以上使用される予定の者)が対象となります。

所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満であっても概ね2分1以上であれば健康診断を実施することが望ましいとされています。

3.健康診断項目

一般定期健康診断の健診項目は、下記のとおりです。

なお、別表の付加項目健診もご利用下さい。

◆A定期健康診断(安衛規則第44条) ◆雇入時の健康診断(安衛規則第43条)

対象者	健診項目		料金
新規雇い入れの方 35歳及び40歳以上の方	診察等	問診(既往歴及び業務歴の調査)	7,992円 (税込)
		(喫煙歴及び服薬歴)	
		身体計測(身長)(体重)(腹囲)	
		視力、聴力(※)	
		自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
		血圧	
	胸部エックス線検査		
	貧血検査	血色素量、赤血球数	
	肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP	
	血中脂質検査	血清トリグリセライド	
		HDLコレステロール	
		LDLコレステロール	
	血糖検査	ヘモグロビンA1c	
	尿検査	蛋白、糖	
心電図検査			

聴力(※) A定期健康診断 (1,000Hzの30dB/4,000Hzの40dB)
雇入時の健康診断(1,000Hz及び4,000Hzの30dB)

◆B定期健康診断(安衛規則第44条3項)

※B健診対象者がA健診を希望する場合は受診できます。

対象者	健診項目	料金
34歳以下及び 36歳～39歳までの方	問診(既往歴及び業務歴の調査 (喫煙歴及び服薬歴))	2,592円 (税込)
	診察等	
	身体計測(身長)(視力、聴力(※))	
	自覚症状の有無の検査	
	胸部エックス線検査	

平成30年4月1日以降は、B健診申込時に医師の省略判断が必要です。

- 定期健康診断は、原則としてA定期健診項目の内容ですが、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師の判断により貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図を省略した健診項目がB定期健診項目です。
- 健康診断の対象受診年齢は、4月1日から翌年3月31日までに達する年齢が対象年齢となります。

4. 健康診断の結果と個人票の保存

健康診断の結果については、これを事業主が遅滞なく受診した労働者に通知しなければなりません。(安衛規則第51条の4)

なお、健康診断個人票は5年間保存することになっております。(安衛規則第51条)

5. 健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常所見が発見された場合は、事業主は医師等の意見を聴取し、必要な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の4)(安衛規則第51条の2)

6. 胸部エックス線検査等の対象者の見直し

胸部エックス線検査については、従来、原則すべての方に実施が義務付けられていましたが、次のように見直されました。

- 40歳以上の方・・・全員に実施
- 40歳未満の方・・・次のア～ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

- ア)5歳ごとの節目年齢(20歳、25歳、30歳、35歳)の方
- イ)感染症法で結核にかかわる定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方
- ウ)じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方

医師による胸部エックス線検査省略判断については、呼吸器疾患等に係る自覚症状、既往歴等把握の問題、業務の内容・就労場所等による、結核の感染リスクが高いと考えられる対象者を判断することは、現実的に困難と想定される為、従来どおりすべての方に胸部エックス線検査を実施させていただきたく、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、産業医等の判断で省略する場合はご連絡ください。